

## 施設基準に関する掲示および院内掲示事項

当院では以下の施設基準に該当します。（作成時点での情報になります。制度変更や患者様の状態、診療内容などにより個々の患者様に算定する項目は変わります。最新の状況はお問い合わせください。また、公的機関のウェブサイトに掲載されているものはそちらをご覧ください）

在宅療養支援診療所 在宅療養実績加算 がん性疼痛緩和 management 指導料 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 在宅がん医療総合診療料 時間外対応加算 1

地域包括診療料 機能強化加算 在宅医療 DX 情報活用加算 在宅医療情報連携加算 医療情報取得加算 一般名処方加算 外来感染対策向上加算

当院は敷地内禁煙です。敷地内での喫煙はご遠慮下さい。

当院では介護保険制度、保健福祉サービスのご利用に係る相談に応じています。介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談にて対応可能です。健康相談および予防接種に係る相談に応じています。

受診時にはお薬手帳など、他院での処方内容がわかるものを御提出下さい。

患者様の状態により 28 日以上長期投薬およびリフィル処方に対応可能です。また後発薬の処方も行っています。医薬品の供給状況や、長期収載品の選定療養などをふまえ、一般名処方に関する説明を行っています（いずれも医師の判断によります。）

外来設置型及び居宅同意取得型のオンライン資格を行う体制を有しています。受診した患者様に対しオンライン資格確認等システムにより取得した受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して計画的な医学管理および外来・訪問診療を行います。マイナンバー保険証が利用可能です。お持ちの方はなるべくご提示ください。（お持ちでない方は資格確認証も利用可能です。）マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう係わる取り組みを行っています。（電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス等は国の定める基準により変更になる事があります。利用薬局によっても対応可否が異なります。）

在宅での療養を行っている患者の診療情報等について、在宅医療情報連携加算または在宅歯科医療情報連携加算を算定する保健医療機関と連携するほかの予見医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者もしくは施設サービス事業者または障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者もしくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等（以下連携機関）と ICT を用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制を有しています。

他院の専門医師又は専門医療機関への紹介が可能です。

当クリニックでは在宅医療を実施しています。24 時間緊急の往診体制及び在宅看取り実績のある体制です。緩和ケア研修修了医師による癌性疼痛への麻薬処方を行う体制と実績があります。

また、当院かかりつけの患者様、在宅医学総合管理料・地域包括診療料を算定している患者様からの問い

合わせには24時間対応しています。（医師の指示を要する電話問い合わせには電話再診料がかかります。時間外対応には時間外加算がかかります。）なるべく日中にお電話お願い致します。0480-38-6788  
処置中などつながりにくい場合もあります。時間をおいておかけ直しいただくか、留守番電話にメッセージを残していただければ、こちらから折り返しお電話いたします。また、かかりつけの患者様は別途お教えする直通携帯電話番号も利用可能です。

領収証と別に明細書を原則無料で発行しております。明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査や処置の名称等、患者様の大切な個人情報を記載しております。その点を十分に御理解いただき、取扱いには御注意下さい。また明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出下さい。

（ワクチンなど）保険適応されないものは自費診療になります。入荷状況もありますので、可否や料金含め直接お問い合わせください。

その他、最新の状況含めご不明な点が御座いましたら、スタッフまでお問い合わせ下さい。